平成２２年（フ）第３００号
静岡県沼津市日の出町３番19号　清水アパート301、前住所静岡県沼津市我入道林町492番地の２
債務者　小鷲　　繁
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
静岡県伊東市桜木町１丁目５番８号
債務者　西島　弘造
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
静岡県駿東郡長泉町本宿329番地の２
債務者　水野　金光
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
静岡県裾野市御宿413番地の３　磯部ハイツ月見屋敷Ａ―105
債務者　八木小由里
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
静岡県伊豆の国市原木39番地の１　フォーブル堀江Ａ103号、前住所静岡県三島市安久656番地の８　ヴィラシューロス201
債務者　大熊　敬典
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
静岡県伊豆の国市原木39番地の１　フォーブル堀江Ａ103号、前住所静岡県三島市安久656番地の８　ヴィラシューロス201
債務者　大熊　優子
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
静岡県伊東市八幡野666番地の38
債務者　加藤　　綾
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５９号
名古屋市北区鳩岡町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀25棟404号、開始決定時の住所愛知県愛知郡長久手町喜婦嶽812番地　グリーンベル長久手南202号
債務者　三宅　智美
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４５号
愛知県春日井市菅大臣町117番地
債務者　吉村　　治
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３７号
愛知県豊田市宮上町７丁目35番地３
債務者　藤本　祥美
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
三重県松阪市駅部田町271番地５
債務者　齋藤直美穂
１　決定年月日時　平成22年９月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５１号
福岡県筑後市大字水田336番地１
債務者　本村　　稔
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６２号
福岡県八女市吉田1937番地４　橋爪アパートＢ号
債務者　中島　一男
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県八女市吉田1937番地４　橋爪アパートＢ号
債務者　中島ミヤ子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県八女市黒木町笠原3423番地１
債務者　吉田由美子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７８号
山形県鶴岡市日出２丁目14番19号
債務者　佐藤　正和
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８７号
山形県鶴岡市道田町４番28号
債務者　上野　みよ
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部